

(別紙 1)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20210915 四 国 第 2 号
令和 3 年 1 0 月 2 6 日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和 3 年 9 月 1 5 日付け 20210913 四国第 11 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 2 7 年法律第 4 7 号）附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

（四国経済産業局総務企画部電力・ガス取引監視室主管）

(別紙 2)

事業者数：2 事業者 指定旧供給地点群数：2 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社 J A 香川県オートエナジー (7470001001316)	畑田団地
鳴門ガス株式会社 (5480001005078)	矢倉団地